

枚方市 自転車活用推進計画

概要

I 計画の目的・区域・期間

◆ 計画目的

自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなどの課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（以下、「推進法」）が平成 29 年 5 月 1 日に施行されました。

この基本理念に加え、枚方市における自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、推進法に定める基本方針に即し、本市の実情に応じた自転車の活用の方向性や考え方を示すものとして、「枚方市自転車活用推進計画」を策定するものです。

環境負荷
の低減

災害時の
交通機能
維持

健康増進
など

◆ 計画区域と期間および位置づけ

本計画の対象区域は枚方市全域とし、枚方市の自転車通行空間の整備計画である「枚方市主要鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画」と同じ 2026 年度とし、2022 年度に必要な見直しを行うものとしします。

また、本計画は国及び大阪府の自転車活用推進計画を勘案するとともに、本市域の実情に応じて、周辺の自治体の取組み等との整合を図るものです。

II 枚方市の課題整理

暮らしを豊かにするとともに、環境にやさしいモビリティである自転車について、わたしたちが直面する課題は多様化しています。

自転車を巡る現状及び課題

（１）都市環境

短距離の自家用車利用を、公共交通機関の利用との組み合わせを含めた自転車の利用へと転換することが重要であり、そのためには自転車通行空間の整備など自転車の利用環境を整えることが必要となります。

コンパクトシティの形成等のまちづくりを進める上で、身近でアクセシビリティの高い交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点から重要となってきます。



（２）市民の健康増進

自転車は適正な運動強度を維持しやすく、生活習慣病の予防が期待できるほか、年齢を重ねた時の歩ける身体づくりに資するものです。

自転車による運動効果としてメンタルヘルスの改善も期待されており、健康経営の観点から自転車通勤が労働生産性の向上に寄与する可能性も秘めています。

タンデム自転車やハンドサイクル等を活用した障害者スポーツは、障害者の生きがいや生活の質の向上、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献するものであり、その推進が求められています。



（３）観光地域づくり

京都・大阪・奈良の中間に位置するロケーションを活かした、広域観光案内等を含むサイクリング環境への取り組みの検討が必要となっています。

旅行者のニーズがモノ消費から体験型観光へ変化するなか、サイクリストの受入環境や走行環境の整備が課題となっています。



（４）安全・安心

自転車の安全な利用を促進するためには、交通ルールの周知と安全教育の推進を図ることが重要であるとともに、自転車の定期的な安全点検や整備などを行うことも大切なことです。

災害時においては、発災後の移動手段として自転車の利用が有効であること等を踏まえ、自転車が有する機動性を活かすことにより、地域の安全・安心を向上させることが必要となっています。



Ⅲ 目標設定

整理した課題などから枚方市の自転車活用推進計画の目標を次のように設定します。



Ⅳ 実施すべき施策

	実施すべき施策	講ずべき措置(例示)
目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成		
1	・自転車通行空間の計画的な整備推進	・安全で快適な自転車通行空間の整備 ・交通安全施設の設置維持管理 など4件
2	・違法駐車取締り等による安全な自転車通行空間を確保	・通行空間上の違法駐車取り締まり ・めいわく駐車の防止事業 など 3件
3	・需要に応じた路外駐車場の適切な配置及び管理運営	・市営自動車駐車場の効率的運営 ・コミュニティパーキング・共通駐車券システム
4	・シェアサイクルの普及促進、レンタサイクル事業の活動を支援	・シェアサイクルの普及促進 ・レンタサイクル事業の活動支援
5	・放置自転車の排除	・自転車放置禁止区域の指定・放置防止 ・機械式自転車駐車場の設置 など6件
6	・まちづくりと連携した取り組みの実施	・ゾーン30などによる交通規制 ・道路空間再配分に伴う環境改善 など 4件
指標：・市民意識調査 「人や自転車に優しい都市環境が以前より整ってきたと感じるか」 ・自転車通行空間の整備延長（現況調査より）		
目標2 活力ある健康長寿社会の実現とサイクルスポーツ等の振興		
7	・幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進	・サイクルスポーツの振興を推進
8	・健康づくりに関する 広報啓発を推進	・健康増進等の情報発信 など3件（再掲有り）
9	・企業等への呼びかけ等による自転車通勤の促進	・国の「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト（仮称）のPR
指標：・市民意識調査 「健康のため以前より自転車利用をする機会が増えたか」 ・運動習慣者の割合（20～64歳）の増加（枚方市健康増進計画より）		
目標3 サイクリング環境が整った観光魅力の向上		
10	・サイクリング環境の充実	・北河内自転車道（サイクルライン）の活用
11	・観光情報等の発信と自転車活用の融合	・観光情報等掲載したサイクルマップ作成検討 ・広域サイクルルート形成に向けた自治体連携
指標：・市民意識調査 「サイクリング環境が以前より整っていると感じるか」		
目標4 自転車事故のない安全で安心なまちの実現		
12	・安全性の高い自転車の普及と点検整備	・安全性の高い製品普及と点検整備
13	・自転車の安全利用と利用者に對する指導・取締りの重点実施	・交通安全意識向上を図る広報啓発 ・通行空間整備時のルール周知 など10件
14	・学校における 交通安全教育の推進	・交通安全教室の開催 ・スクエアドストリートの実施 など4件
15	・災害時における 自転車活用の推進	・災害時における有効な自転車利用の推進
指標：・市民意識調査 「自転車利用環境に関し以前より安全性は高まったか」 ・自転車関連交通事故件数（交通白書より）		

Ⅴ 計画の推進体制

◆ 推進体制

国、府、市、事業者及び市民等は推進法に基づく責務のもと、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図り協力をものとします。また、必要に応じて関係機関からの助言を受けつつ、毎年度各施策の進捗状況等に関するフォローアップを実施し、計画期末までに、施策の効果に関する総合的な評価を行うこととし、社会情勢の変化等を踏まえ適宜計画の見直しを行います。